

下 総 第 3 9 3 号
令和8年(2026年)3月27日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知
について

令和7年(2025年)12月25日付け監査報告第19号により提出のありました出資団体監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔豊田総合支所地域政策課〕

一般財団法人豊田湖畔公園管理財団について

[指摘事項]

- (1) 事務処理について、一般財団法人豊田湖畔公園管理財団事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第8条の規定による文書による事務処理が行われていないもの及び第9条各号に掲げる決裁手続が行われていないものが散見された。事務処理規程に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、事務処理規程と実際の事務処理に齟齬が生じないように出資団体を指導し、令和8年3月に、実状に即した内容で事務処理規程等の改正が行われ、令和8年4月1日より適用となります。今後も引き続き、適正に事務処理されるよう確認することとします。

以上